

年金優遇定期預金

取扱期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

令和3年1月4日現在

商 品 名	にいかわ信金 「年金優遇定期預金」
販 売 対 象	当金庫で公的年金をお受け取りの方 国民年金・厚生年金・新国民厚生年金・船員年金・労災年金・各種共済年金など
期 間 ・ 種 類	1年の自動継続型（元金継続）スーパー定期
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・お一人 預入金額1,000円以上300万円まで ・1円単位
払 戻 方 法	満期日以降に一括してお支払いいたします。
利 息 (1) 適用金利 (2) 計算方法	・固定金利 ・預入時のスーパー定期の店頭表示金利+0.08%を約定利率とします。 自動継続後の適用金利は、当金庫の判断基準（金利情勢を勘案）に基づき、店頭表示の自由金利型定期預金（スーパー定期〔単利型〕期間1年）の利率に当金庫所定の優遇金利を上乗せ致します。 また、優遇金利については、毎年4月1日に金利見直しを行い、店頭または当金庫ホームページに公表いたします。 なお、継続時（1年毎）の優遇金利については、継続時点における前記見直し金利を適用いたします。 ・お利息は満期日に年金振込口座へ振替します。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
税 金	2013年（平成25年）1月1日から2037年12月31日までの25年間、所得税に復興特別所得税が追加され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）が課税されます。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。）
手 数 料	手数料は不要です。
付 加 可 能 な 特 約 事 項	マル優のお取扱いができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	当金庫が止むを得ないと認め、満期日前に解約する場合は下記により取扱います。 6ヶ月未満・・・・・・・・・・解約日の普通預金利率 6ヶ月以上1年未満・・・・・・・・・・約定利率×50%
金 利 情 報 の 入 手 方 法	店頭表示金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	<苦情処理措置> 本商品の苦情等は、営業日に、お取引のある店舗又はお客様相談窓口（9時～17時、電話：0765-24-1916）までお申し出ください。 <紛争解決措置> 富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業時間（9時～17時）に、当金庫お客様相談窓口又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	・証書式です。「定期性総合口座」の担保組み入れのお取扱はできません。 ・預金保険制度の付保対象預金であり、預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、決済性預金を除く預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されますが全額保護の対象ではありません）。